三井海洋開発株式会社

証券コード 6269

第35回 定時株主総会招集ご通知

開催日時	2021年3月23日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
開催場所	コングレスクエア日本橋 2階　コンベンションホールＡＢ

株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、
あらかじめご了承ください。

MODEC

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社の当期（2020年12月期）は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響や原油価格の下落による石油会社の最終投資決定（FID）の遅れ等を受け、誠に遺憾ながら、2019年12月期に続き、赤字決算となりました。

株主の皆様にご心配をおかけいたしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

影響を受けましたプロジェクトの早期正常化に注力するとともに、2021年12月期での黒字転換達成に向けて、引き続きグループの総力を結集してまいります。

当社は、FPSOをはじめとする浮体式の海洋石油・ガス生産設備の設計・資材調達・建造・据付に加え、設備のリース及び操業まで一貫して手掛けております。顧客である石油会社に対し、石油・ガスの生産というトータルサービスを提供することができる世界屈指の企業として、業界におけるトップの地位を確立しつつあります。

当社は、本年を初年度といたします2021-2023中期経営計画の3年間を、着実な収益力回復と持続的な成長に向けた強固な土台作りの期間と位置づけております。日本で唯一の海洋開発専業企業である当社を、社会にとってより価値のある企業に進化させるよう、邁進する所存でございます。

株主の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

2021年3月

代表取締役社長

香西勇治

第35回　定時株主総会招集ご通知　目次

招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 4
事業報告 …… 16
Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 …… 16
Ⅱ 会社の株式に関する事項 …… 25
Ⅲ 会社役員に関する事項 …… 27
Ⅳ 会計監査人の状況 …… 31
Ⅴ 会社の体制及び方針 …… 31
Ⅵ 株式会社の支配に関する基本方針 …… 35
連結貸借対照表 …… 36
連結損益計算書 …… 37
貸借対照表 …… 38
損益計算書 …… 39
連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本 …… 40
会計監査人監査報告書謄本 …… 42
監査役会監査報告書謄本 …… 44

表紙写真：FPSO Cidade de Campos dos Goytacazes MV29

（証券コード 6269）
2021年３月４日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋二丁目３番10号
三 井 海 洋 開 発 株 式 会 社
代表取締役社長　香　西　勇　治

第35回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第35回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会について慎重に検討いたしました結果、適切な感染拡大防止策を実施の上、開催させていただくことといたしました。株主の皆様には、安心・安全の観点から、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場はお控えいただくことをお願い申し上げます。
　お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年３月22日（月曜日）午後５時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　**2021年３月23日（火曜日）午前10時**
（受付開始時刻は、午前９時を予定しております。）

2. 場　　所　　東京都中央区日本橋一丁目３番13号　東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋　２階　コンベンションホールＡＢ

3. 目 的 事 項

報 告 事 項
1. 第35期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第35期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第 1 号 議 案　剰余金の処分の件
第 2 号 議 案　取締役10名選任の件
第 3 号 議 案　監査役４名選任の件

以　上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様１名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。

＊　株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会招集手続に関するその他の事項

1. ウェブ開示について

　連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ウェブサイト（https://www.modec.com/jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。

2. ウェブ修正について

　株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類又は計算書類において、修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（https://www.modec.com/jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

事前の議決権行使についてのご案内

書面にて行使いただく場合

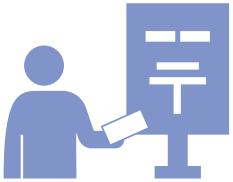

行使期限 **2021年３月22日（月曜日）午後５時40分到着分まで**

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

・ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

インターネットにて行使いただく場合

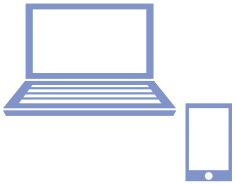

行使期限 **2021年３月22日（月曜日）午後５時40分まで**

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトアドレス | **https://www.web54.net**

スマート行使による議決権行使のご案内については同封のリーフレットをご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
・インターネットと議決権行使書用紙により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。また、インターネットにより複数回議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱うことといたします。
・パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
・パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
・議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル　電話　**0120-652-031（フリーダイヤル）**
（受付時間　9:00～21:00）

②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア．証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ．証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行　証券代行部　電話　**0120-782-031（フリーダイヤル）**
（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く）

議案及び参考事項

第１号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当を行うことを利益配分の基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び経営基盤の強化と今後の事業展開を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金21円25銭
総額1,198,649,409円
なお、中間配当金として１株につき23円75銭をお支払しておりますので、当期の年間配当金は、１株につき45円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
2021年３月24日

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役10名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外取締役６名を含む、取締役10名の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位及び担当	2020年度取締役会出席状況
1	香西勇治（こうざいゆうじ）	再任		代表取締役社長 指名・報酬委員	19/19回 （100%）
2	金森健（かなもりたけし）	再任		取締役副社長執行役員 CCO（Chief Compliance Officer） 社長補佐、法務部及びコンプライアンスグループ担当	19/19回 （100%）
3	澤田実（さわだみのる）	再任		取締役　常務執行役員 CPO（Chief Procurement Officer） 経営企画部、調達部、ベストプラクティス推進部、及びITグループ担当	19/19回 （100%）
4	髙橋岳之（たかはしたけゆき）	新任		—	—
5	中井一雅（なかいかずまさ）	再任	社外取締役	社外取締役	19/19回 （100%）
6	相京重信（あいきょうしげのぶ）	再任	社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員	19/19回 （100%）
7	野田弘子（のだひろこ）	再任	社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員	18/19回 （95%）
8	白石和子（しらいしかずこ）	再任	社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員	19/19回 （100%）
9	西海和久（にしがいかずひさ）	再任	社外取締役 独立役員	社外取締役 指名・報酬委員	15/15回 （100%）
10	小林雅人（こばやしまさと）	新任	社外取締役 独立役員	—	—

候補者番号	1	香西勇治（こうざい ゆうじ） ◆生年月日　1960年２月10日生	再　任

◆所有する当社の株式数
9,900株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1982年４月　三井造船株式会社入社
2005年６月　同社機械・システム事業本部 機械工場ディーゼル設計部長
2007年７月　同社機械・システム事業本部 機械工場生産計画部長
2011年１月　同社機械・システム事業本部 機械工場品質保証部長
2013年６月　同社経営企画部長
2015年４月　同社執行役員経営企画部長
2016年10月　同社執行役員企画本部副本部長、企画本部経営企画部長
2018年３月　当社取締役
2018年４月　株式会社三井E&Sホールディングス 経営企画部長
2018年６月　同社取締役
2019年３月　当社代表取締役社長（現任）
2019年６月　株式会社三井E&Sホールディングス 取締役

取締役候補者とした理由

当社の事業に関する知識と経験、及び企業経営に関する豊富な経験と優れた見識を、当社経営全般に活かすべく、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

金森 健（かなもり たけし）　◆生年月日　1956年９月７日生　再任

◆所有する当社の株式数
6,200株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1980年４月　三井物産株式会社入社
2005年10月　同社プロジェクト本部 プラントプロジェクト第一部長
2007年８月　同社プロジェクト本部 プロジェクト開発第二部長
2009年10月　同社プロジェクト本部長補佐
2010年３月　三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理
2011年４月　三井物産株式会社執行役員駐中国副総代表兼三井物産（上海）貿易有限公司 董事長・総経理
2012年４月　同社執行役員プロジェクト本部長
2013年３月　当社社外取締役
2013年４月　三井物産株式会社常務執行役員 プロジェクト本部長
2016年４月　三井物産株式会社専務執行役員 中国総代表 兼三井物産（中国）有限公司董事長・総経理
2018年３月　当社取締役副社長執行役員、社長補佐（現任）
2018年７月　CCO、法務部及びコンプライアンスグループ担当
2019年３月　CCO及びコンプライアンスグループ担当（現任）
2020年４月　法務部担当（現任）

取締役候補者とした理由

総合商社の経営者として培った豊富な経験に加え、当社の業務執行全般に亘る監督、法務、及び、コンプライアンス等を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

澤田 実（さわだ みのる）　◆生年月日　1960年８月12日生　再任

◆所有する当社の株式数
6,400株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1983年４月　三井造船株式会社入社
2011年４月　同社環境・プラント事業本部 企画管理部長
2012年６月　同社エンジニアリング事業本部 企画管理部長
2013年４月　同社エンジニアリング事業本部 調達部長
2014年10月　同社エンジニアリング事業本部 プロジェクト部長
2015年４月　同社理事
2015年10月　当社理事
2016年３月　当社取締役執行役員経営企画部長 経営企画部、ベストプラクティス推進部、及びITグループ担当（現任）
2019年３月　当社取締役常務執行役員（現任） 法務担当
2020年３月　CPO及び調達部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社親会社の事業部門において培った企画管理に関する豊富な知識と実務経験に加え、これまで当社の経営企画、法務、ベストプラクティス推進、IT、調達の各部門、及び関連会社管理を担当してきた実績を踏まえ、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号 **4**

髙橋岳之（たかはしたけゆき）

◆生年月日　1964年10月９日生

新　任

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年４月　三井造船株式会社入社
2003年４月　同社鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部主管
2006年６月　同社鉄構・物流事業本部運搬機システム輸出営業部長
2007年10月　同社鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長
2012年６月　同社機械・システム事業本部運搬機システム営業部長
2015年９月　同社経営企画部主管
2015年10月　同社経営企画部グローバル戦略室長
2016年10月　同社企画本部経営企画部戦略企画室長
2018年２月　同社機械・システム事業本部事業本部長補佐
2018年４月　株式会社三井E&Sマシナリー執行役員
運搬機システム事業部長
2019年４月　同社代表取締役社長 CEO（現任）
2019年６月　株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長 CEO
株式会社三井E&Sホールディングス取締役

取締役候補者とした理由

当社親会社の事業部門において培った豊富な知識と経験、経営能力に基づき、当社経営全般についてご助言いただけるものと判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号 **5**

中井一雅（なかいかずまさ）

◆生年月日　1963年８月29日生

再　任　社外取締役

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年４月　三井物産株式会社入社
2005年12月　米国三井物産 New York店プロジェクト課General Manager
2009年７月　三井物産株式会社プロジェクト本部プロジェクト開発第三部　次長
2012年４月　同社プロジェクト本部プロジェクト開発第三部　部長
2015年４月　同社プロジェクト本部プロジェクト開発第一部　部長
2017年10月　同社ニュートリション・アグリカルチャー本部本部長補佐
2019年３月　当社社外取締役（現任）
2019年４月　三井物産株式会社執行役員（現任）

社外取締役候補者とした理由

総合商社における豊富な業務経験、及び当社の事業に関連する実務知識に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **6**

相京重信（あいきょう しげのぶ）

◆生年月日　1949年10月1日生　再　任　社外取締役　独立役員

◆所有する当社の株式数
2,100株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1972年４月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
1999年６月	同行執行役員人事部長
2001年４月	株式会社三井住友銀行執行役員法人統括部長
2003年６月	同行常務執行役員本店第一営業本部長
2005年６月	同行常務取締役兼常務執行役員
2006年４月	同行取締役兼専務執行役員 株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員
2007年４月	株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員法人部門統括責任役員
2010年４月	日興コーディアル証券株式会社代表取締役会長
2011年４月	SMBC日興証券株式会社代表取締役会長
2015年４月	同社顧問
2015年６月	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役（現任）
2016年３月	当社社外取締役（現任）
2016年６月	三洋化成工業株式会社社外取締役（現任）
2016年６月	株式会社ダイヘン社外取締役
2016年６月	SCSK株式会社社外取締役
2016年６月	ニチコン株式会社社外取締役（現任）
2019年６月	スターツコーポレーション株式会社社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年に亘り金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、当社経営全般について大所高所よりご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 **7**

野田弘子（のだ ひろこ）

◆生年月日　1960年７月３日生　再　任　社外取締役　独立役員

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1987年４月	港監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社
1987年８月	プルデンシャル証券会社入社
1990年３月	野田公認会計士事務所代表（現任）
1992年８月	インドスエズ銀行（現クレディアグリコール銀行及び証券）入社
2000年６月	カナダコマース銀行入社（同行東京支店、後CIBC証券会社東京支店）入社
2006年７月	株式会社ビジコム入社
2007年９月	プロミネントコンサルティング株式会社代表取締役
2010年５月	プロビティコンサルティング株式会社設立 同社代表取締役（現任）
2014年４月	亜細亜大学大学院 アジア国際経営戦略科非常勤講師（現任）
2019年３月	岡部株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年３月	当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

国際金融の分野における長年の経験、及び経営コンサルタントとしての豊富な知見に基づき、当社経営全般について、今後も客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 8　白石和子（しらいし かずこ）

◆生年月日　1951年８月18日生　再任　社外取締役　独立役員

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1974年４月　外務省入省
2001年２月　在アトランタ総領事館首席領事
2003年６月　外務省条約局国際経済協定室長
2004年９月　外務省総合外交政策局外交政策調整官
2005年10月　外務省経済局世界貿易機関紛争処理室長
2007年４月　在ポーランド大使館公使参事官
2012年１月　リトアニア駐箚特命全権大使
2015年６月　特命全権大使（女性・人権人道担当兼北極担当）
2016年６月　外務省参与（北極担当大使）
2016年10月　東京家庭裁判所調停委員（現任）
2017年６月　外務省参与任期満了
2017年12月　2025国際博覧会招致特使
2018年６月　SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2019年３月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

国際情勢に関する豊富な経験と、同氏がこれまで培った幅広い見識に基づき、当社経営全般について、今後も客観的な見地から監督、ご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 9　西海和久（にしがい かずひさ）

◆生年月日　1950年７月29日生　再任　社外取締役　独立役員

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1975年４月　ブリヂストンタイヤ株式会社（現株式会社ブリヂストン）入社
2004年４月　同社製造技術開発本部長
2005年１月　同社執行役員
2007年10月　同社常務執行役員
2008年３月　同社取締役常務執行役員
2010年３月　同社代表取締役専務執行役員
2012年３月　同社代表取締役COO
2016年３月　同社取締役代表執行役COO
2019年１月　同社取締役
2019年３月　同社エクスターナル・アドバイザー（現任）
2020年３月　当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

長年に亘り上場企業での経営に携わり培った幅広い見識、経営手腕、及び生産技術、工場運営、販売等における豊富な業務経験に基づき、当社の経営全般についてご助言いただけるものと判断し、引き続き社外取締役の候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 **10**

小林雅人（こばやし まさと）

◆生年月日　1960年４月５日生　新任　社外取締役　独立役員

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1986年４月　弁護士登録（第一東京弁護士会）
湯浅・原法律特許事務所（現ユアサハラ法律特許事務所）入所

1996年１月　湯浅法律特許事務所（現ユアサハラ法律特許事務所）パートナー

1997年２月　日本オラクル株式会社社外監査役

1997年７月　平川・佐藤・小林法律事務所（現シティユーワ法律事務所）開設　パートナー

2003年２月　シティユーワ法律事務所パートナー（現任）

2020年１月　月島機械株式会社社外監査役

2020年６月　株式会社イーブックイニシアティブジャパン社外取締役（現任）

2020年12月　株式会社日本共創プラットフォーム社外監査役（現任）

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的知見に基づき、当社経営全般について、ご助言いただけるものと判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

（注）１．株式会社三井E&Sホールディングスは、当社の親会社であり、当該親会社の業務執行者である候補者及び過去５年間に業務執行者であった候補者の親会社における地位及び担当は、上記の「略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
その他の取締役候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．現任の社外取締役に関する当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、相京重信氏は５年、中井一雅、野田弘子及び白石和子の各氏は２年、西海和久氏は１年となります。

３．取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約について
当社は、中井一雅、相京重信、野田弘子、白石和子及び西海和久の各氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、上記各氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに髙橋岳之、小林雅人の両氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。

４．当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第３号議案　監査役４名選任の件

監査役４名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、社外監査役３名を含む、監査役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。
監査役候補者は次のとおりであり、監査役会の同意を得ております。

候補者番号　1

相京勝則（あいきょう かつのり）

◆生年月日　1955年10月１日生

再　任

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年４月　三井物産株式会社入社
2005年３月　同社鉄鋼原料・非鉄金属本部 非鉄製品事業部長
2006年12月　同社金属資源本部 非鉄原料事業部長
2008年４月　米国三井物産株式会社 Senior Vice President 米州資源エネルギー本部長
2011年４月　三井物産株式会社執行役員物流本部長
2013年４月　同社執行役員関西支社副支社長
2014年４月　同社常務執行役員中部支社長
2017年３月　当社常勤監査役（現任）

監査役候補者とした理由

総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般にわたる見識を活かし、客観的な見地から、監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き監査役候補者といたしました。

候補者番号 **2**

加藤順弘（かとうよしひろ）

◆生年月日　1954年11月20日生　再任　社外監査役　独立役員

◆所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年４月　ブリヂストンタイヤ株式会社（現株式会社ブリヂストン）入社
1986年４月　青山監査法人プライスウォーターハウス入社
1997年７月　税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
同社ディレクター
2005年４月　加藤順弘国際税理士事務所創設
同所所長（現任）
2005年４月　金沢星陵大学及び金沢星陵大学大学院教授
2012年４月　桐蔭横浜大学法学部非常勤講師
十文字学園女子大学人間生活学部非常勤講師
2014年４月　十文字学園女子大学人間生活学部教授
2016年３月　当社社外監査役（現任）
2020年４月　十文字学園女子大学名誉教授（現任）

社外監査役候補者とした理由

税理士として、また税務会計に関する研究者として、豊富な知識と経験を有しています。同氏は、直接企業経営に関与されたことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 **3**

藤田利彦（ふじたとしひこ）

◆生年月日　1958年６月18日生　新任　社外監査役　独立役員

◆所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年４月　大蔵省（現財務省）入省
2003年７月　財務省主計局主計官(防衛係担当)
2004年２月　内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官
2005年７月　東京国税局総務部長
2006年７月　国税庁人事課長
2007年７月　国税庁総務課長
2009年７月　福岡国税局長
2010年７月　国税庁調査査察部長
2012年８月　国税庁課税部長
2013年６月　国税庁次長
2014年７月　東京国税局長
2016年２月　日本銀行監事
2020年２月　辻・本郷税理士法人理事（現任）

社外監査役候補者とした理由

財務省（大蔵省）、国税庁、日本銀行等で培った税務、経済、金融に関する専門的な知見と豊富な経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

候補者番号 **4**

安間匡明（あんま まさあき）

◆生年月日　1960年１月６日生　新任　社外監査役　独立役員

◆所有する当社の株式数
０株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1982年４月	日本輸出入銀行（現株式会社国際協力銀行）入行
2006年８月	同行開発金融研究所副所長
2008年10月	同行西日本国際営業部長(大阪)
2010年５月	同行国際業務戦略部長
2012年５月	株式会社国際協力銀行経営企画部長
2013年12月	同行執行役員企画・管理部門長
2015年６月	同行取締役企画・管理部門長
2016年６月	同行取締役
2017年７月	大和証券株式会社顧問
2021年３月	PwCあらた有限責任監査法人入社、PwCサステナビリティ合同会社執行役員就任（予定）

社外監査役候補者とした理由

長年に亘る銀行業務で培った国内外の金融に関する専門的知見と豊富な経験に基づき、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、新たに社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

（注）１．上記の監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．現任の社外監査役である加藤順弘氏に関する当社監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、５年となります。
３．監査役との責任限定契約について
当社は、相京勝則氏及び加藤順弘氏との間で、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額となります。本議案をご承認いただいた場合、両氏との間で当該責任限定契約を継続するとともに、新たに藤田利彦及び安間匡明の両氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
４．当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

以　上

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

1.　事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の経済活動が抑制され企業収益が減少するなど、極めて厳しい状況となりました。世界経済も、欧米を中心に経済活動の再開とともに一時は回復基調にあったものの、新型コロナウイルスの感染再拡大の影響を受け回復の鈍化が見られるなど、依然として先行きが不透明な状況にあります。

原油価格は、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う原油需要の低下や、OPECとロシアなどによる協調減産交渉の決裂等により、WTIが一時マイナスになったものの、その後は、主要国での経済活動の再開で需要環境が改善する中、産油国の減産が合意に至ったことで、６月以降は１バレル40米ドルを挟んだ動きが続き、足元では、新型コロナウイルス感染症ワクチンの実用化による経済活動の正常化に対する期待から50米ドル前後まで回復しております。原油価格の下落は、短期的には石油会社による新規開発の遅延や停滞といった形で当社グループの収益に影響する可能性があるものの、エネルギー資源の持続的な供給の観点から、石油会社による深海域を中心とした開発は継続的に行われると考えられ、当社グループの主要事業である浮体式海洋石油・ガス生産設備に関する事業は中長期的に安定した成長が期待されます。

こうした状況のもと、当連結会計年度の連結業績は、FPSO建造プロジェクトの新規受注等により、受注高は320,787百万円（前年比49.5％減）となりました。売上高はFPSO建造工事の進捗により309,925百万円（前年比6.8％減）となりました。

利益面では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、建造中のプロジェクトにおいては建造工事の中断や、機器の調達の遅れ、また建造工事現場への移動制限などからスケジュール全体の進捗に影響を及ぼす状況となっており、新型コロナウイルス感染症によって生じた工事の進捗への影響は短期間では解消できないとの前提から推定されるコストの増加を織り込んだこと等により、営業損失は21,614百万円（前連結会計年度は営業損失4,841百万円）となりました。なお、世界的なパンデミックが宣言されていることから新型コロナウイルス感染症による納期遅延は契約及び法令に照らして不可抗力事由に相当すると考えており、ペナルティの発生は見込んでおりません。既存のチャーター及び操業サービスに係る事業は十分な対策を講じて遂行しており、新型コロナウイルス感染症による影響は限定的であったことから、利息収入や持分法投資利益などを加えた経常損失は12,854百万円（前連結会計年度は経常利益294百万円）となりました。これらにより、親会社株主に帰属する当期純損失は13,076百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失18,227百万円）となりました。

連結売上高

(単位：百万円)

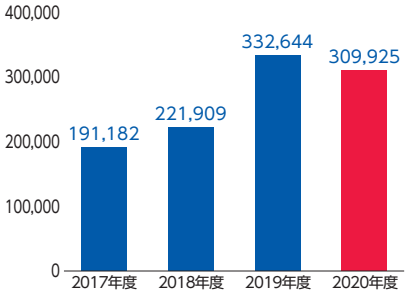

連結経常利益(又は損失)

(単位：百万円)

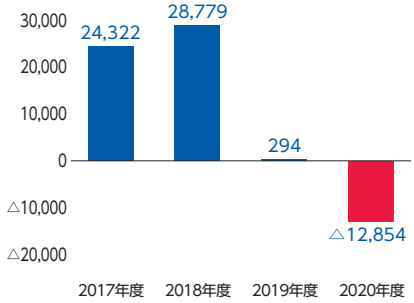

親会社株主に帰属する当期純利益（又は損失）

(単位：百万円)

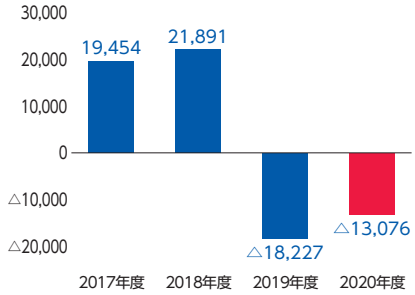

連結受注高

(単位：百万円)

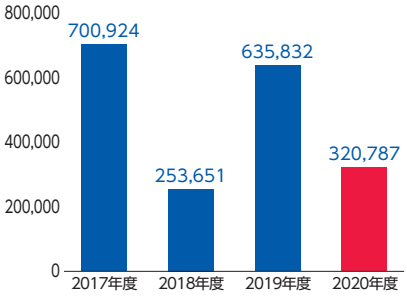

連結受注残高

(単位：百万円)

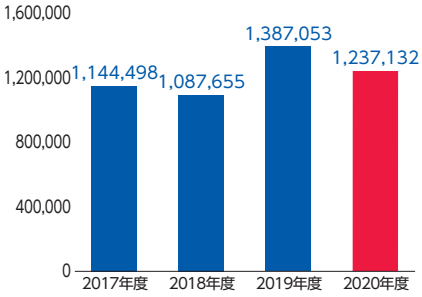

持分法適用関連会社の「リース、チャーター及びオペレーション」に関する、当社持分相当の受注残高

(単位：百万円)

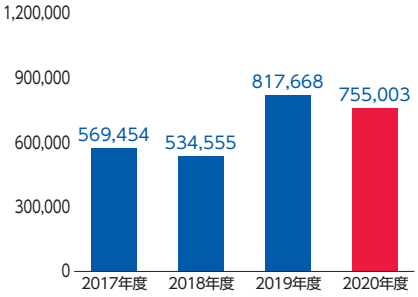

2. 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、2,781百万円で、その主なものは次世代FPSO用新造船体設計費用であります。

3. 資金調達の状況

当期に実施いたしました投資などの所要資金は、自己資金及び銀行借入により調達いたしました。

4. 事業の譲渡等の状況

特記すべき事項はありません。

5. 対処すべき課題

石油・ガスを中心とするエネルギー消費は、人口の増加と新興国における生活水準の向上等によって今後も増加し、石油会社による海洋油田・ガス田の開発が活発に行われるものと予想されております。一方、新規油田の発見のほか、油田開発技術の進歩によって従来は開発が困難とされていた油田での商業的な生産が可能となったことから可採埋蔵年数は50年前後で推移しており、今後もこの水準を維持するものと予測されております。当社グループが事業領域としている海洋は陸上に比べて未踏査の領域が多く、今後の探査・探鉱による新たな油田の発見に対する期待が大きいことから、海洋油田の重要性はますます高まる方向にあります。しかしながら、原油価格の下落が続いた場合や、海洋油田を有する国や地域における政治・経済等の情勢が著しく変化して原油価格が変動又は低迷するような場合には、石油開発会社の投資動向が影響を受ける可能性があります。石油開発会社が投資を縮小する場合、まず探鉱活動に対する投資から着手しますが、長期に亘って市況が低迷すると開発投資を縮小することになり、当社グループもその影響を受ける可能性があります。また、地球温暖化対策として脱炭素社会の実現に向けた動きが加速し非化石エネルギーの需要が増加することが見込まれるものの、化石エネルギーへの依存度は引続き高いと予想されております。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、当社グループにおいては、建造工事の中断や、機器の調達の遅れ、工事従事者の移動制限等が発生し、スケジュール全体の進捗に影響をおよぼす状況となっております。今後の収束時期が不透明な中、感染拡大の長期化により建造工事スケジュールへの影響が続いた場合、当社グループの収益確保及び財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

(1) 前中期経営計画の総括

当社グループは、2018年にスタートさせた３カ年の中期経営計画において、主要事業であるFPSO/FSOの設計・建造、20年にもおよぶ運転・保守サービスにおけるライフサイクルバリュー（FPSOの設計から操業の全期間を通じて、当社グループが社会、顧客、パートナー、当社株主等のステークホルダーに提供する価値）の最大化をはかるため「アセット・インテグリティ（長期安定生産に適した設計、設備及び生産サービスの提供）の進化」、「デジタル技術を利用した変革の推進」を主要な戦略とし、また、将来に向けた新領域を開発し中長期的な事業ポートフォリオの最適化をはかるため「ガスマーケットへの本格参入」、「研究開発投資の継続」を進めてまいりました。

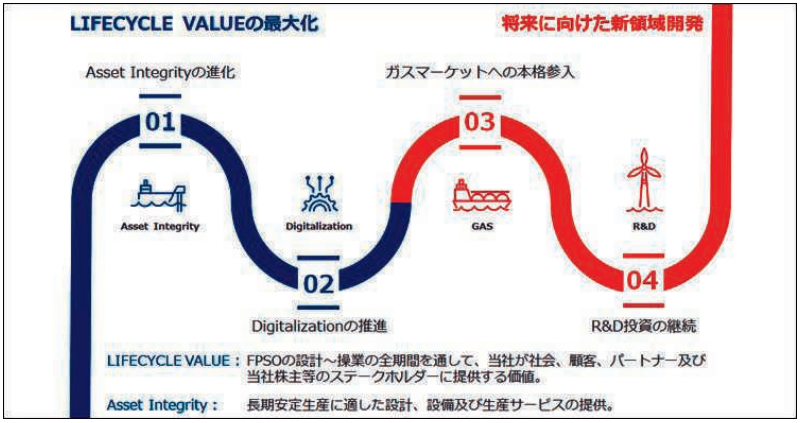

・アセット・インテグリティの進化：

組織及びマネジメントシステムの変革、基幹系情報システムの刷新による業務効率化、各社データ活用の高度化及び人材開発プログラム強化等を通じて、営業・設計・建造、運転及び保守サービスすべてが一体となって、更に高いレベルのアセット・インテグリティを目指してまいりました。

さらに、大型化、複雑化が進むFPSOの効率的な建造と更なる安全・安定操業を同時に実現すべく、過去の知見を反映した次世代FPSO用新造船体「MODEC NOAH™」及び「M350™」を開発しました。

・デジタル技術を利用した変革の推進：

オペレーションにおいて独自のデータプラットフォームを構築し、機器故障・プラント不安定化の新たな予測モデル作成の迅速化及び作成したモデルを複数のFPSOに水平展開することを実現しました。この成果として、故障を未然に防いだ事例もあり、直近ではこのシステムを搭載した“FPSO Cidade de Campos dos Goytacazes MV29”が「第4次産業革命をけん引する先進的な工場（Lighthouse）」として「世界経済フォーラム」より認定を受けるなど外部からの高い評価も受けております。

・ガスマーケットへの本格参入：

オイルメジャーの一つであるConocoPhillips Companyより、オーストラリア沖合Barossa（バロッサ）鉱区向け大型ガスFPSOのエンジニアリングと長納期品の発注を受注しました。

・研究開発投資の継続：

新規事業分野としては、洋上風力発電事業を当社の新たな事業分野とするべく、当社の浮体設備や係留技術の強みを活かした当社独自の浮体・係留システムの開発を進めました。この他、当社がこれまでに蓄積した技術を、メタンハイドレート等の海洋鉱物資源及びエネルギー資源の開発に応用するための研究を推進しました。

定量面では、年間２隻のFPSO受注、連結売上高4,000百万米ドル、親会社株主に帰属する当期純利益200百万米ドル、ROE12％を2020年までに達成すべき数値目標として事業を進めました。前中計期間中に６件のFPSOプロジェクトを受注したものの、メキシコ向けFPSO（MV34）の建造工事における建造工事費用の増加や新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による進行中のプロジェクトの遅れと損益悪化等により連結売上高、親会社株主に帰属する当期純利益、ROEは目標数値に対して未達となりました。

（2）新中期経営計画

当社は事業モデルの進化により、サステナブルな社会の実現に貢献することを当社の長期ビジョンとして描いております。長期ビジョンの実現に向けて、「本業の収益力徹底強化」、「新規事業の研究開発・育成への投資」及び「環境・社会的要請への取り組み」という３つの中長期戦略のサイクルを回し続ける事で事業モデルの進化を目指します。

2021年からの３カ年の新たな中期経営計画においては、重要テーマとして①アセット・インテグリティの改善、②デジタライゼーション戦略推進、③研究開発：FPSOに次ぐ将来の収益源の育成、④環境・社会的要請への取り組みの４つを設定いたしました。

・アセット・インテグリティの改善：
　船齢が上昇している初期ブラジル船の集中メンテナンス及び継続的なアセット・マネジメントにより、安全に石油・ガスを生産し続ける為のトータルサービス提供に注力いたします。

・デジタライゼーション戦略推進：
　「更なるFPSO操業の先鋭化・効率化」、「操業から上流工程へデジタル適用領域拡大」及び「デジタルソリューション事業の立ち上げ」をデジタル戦略の柱として事業モデルを進化させます。

・研究開発：
　FPSOに次ぐ将来の収益源の育成に向け、独自の浮体構造及び係留技術（TLP）を活用した浮体式洋上風力発電設備の事業化への取り組みを加速させ、また次世代のエネルギーとして期待される海底資源（メタンハイドレート）の回収技術開発を進めます。

・環境・社会的要請への取り組み：
　国連の持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals（SDGs））が掲げる17の目標のうち、当社が最も貢献できると考える以下5つの目標を選定し、達成に向けた重点的な取り組みを推進いたします。

目標５「ジェンダー平等を実現しよう」

目標７「エネルギーを皆に、そしてクリーンに」

目標８「働きがいも経済成長も」

目標13「気候変動に具体的対策を」

目標14「海の豊かさを守ろう」

　これらの活動の成果として、2023年に達成すべき数値目標は親会社株主に帰属する当期純利益200万米ドル、ROE12%を掲げております。

6. 財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区　　分	第 32 期 （2017年12月期）	第 33 期 （2018年12月期）	第 34 期 （2019年12月期）	第 35 期 （2020年12月期）
受　　注　　高	700,924	253,651	635,832	320,787
売　　上　　高	191,182	221,909	332,644	309,925
経　常　利　益	24,322	28,779	294	△12,854
親会社株主に帰属する当期純利益又は損失	19,454	21,891	△18,227	△13,076
１株当たり当期純利益又は損失	344円89銭	388円23銭	△323円47銭	△232円05銭
純　　資　　産	148,387	164,814	125,366	95,015
総　　資　　産	321,165	343,345	383,189	357,532

（注）１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

7. 重要な親会社及び子会社の状況

（1）親会社の状況

（i）親会社との関係

当社の親会社は株式会社三井E＆Sホールディングスであり、当社の株式を28,261千株（出資比率50.1%）所有しております。また、当社の役員14名（取締役10名、監査役４名）のうち、取締役１名は同社の役職員が兼務しております。

（ii）親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件等を決定しており、妥当なものであると考えております。また、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、手続は正当であると考えております。

（2）重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出　資　比　率	主要な事業内容
MODEC INTERNATIONAL, INC.	米ドル 5,598	% 100.0	FPSO等の設計・建造・据付・販売及びオペレーション
SOFEC, INC.	米ドル 26,600	80.0	係留システムの設計・製作・販売
MODEC OFFSHORE PRODUCTION SYSTEMS (SINGAPORE) PTE. LTD.	シンガポールドル 383,000,100	100.0	エンジニアリングサービス・FPSO等の設計・建造・据付
MODEC MANAGEMENT SERVICES PTE. LTD.	米ドル 26,781,369	100.0	FPSO/FSOのオペレーション
MODEC SERVICOS DE PETROLEO DO BRASIL LTDA	ブラジルレアル 2,564,203,307	100.0	FPSO/FSOのオペレーション

（注）出資比率欄は間接所有も含めております。

（3）特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

8.　重要な関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	出　資　比　率	主要な事業内容
MODEC VENTURE 10 B.V.	ユーロ 22,644,000	% 50.0	FPSOのチャーター
PRA-1 MV15 B.V.	ユーロ 19,584,627	40.6	FSOのチャーター
OPPORTUNITY MV18 B.V.	ユーロ 36,370,000	45.0	FPSOのチャーター
GAS OPPORTUNITY MV20 B.V.	ユーロ 38,678,800	50.0	FPSOのチャーター
TUPI PILOT MV22 B.V.	ユーロ 68,144,900	42.5	FPSOのチャーター
GUARA MV23 B.V.	ユーロ 124,050,000	34.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI SUL MV24 B.V.	ユーロ 163,172,304	29.4	FPSOのチャーター
T.E.N. GHANA MV25 B.V.	ユーロ 149,649,663	25.0	FPSOのチャーター
CERNAMBI NORTE MV26 B.V.	ユーロ 175,026,035	29.4	FPSOのチャーター
CARIOCA MV27 B.V.	ユーロ 169,419,960	29.4	FPSOのチャーター
TARTARUGA MV29 B.V.	米ドル 206,138,000	29.4	FPSOのチャーター

（注）出資比率欄は間接所有も含めております。

9. 重要な業務提携等の状況

提携先	所在国	内　　容
三井物産株式会社	日　本	FPSO等に関する事業の共同推進

10. 主な事業の内容（2020年12月31日現在）

当社及び米国子会社であるMODEC INTERNATIONAL, INC.社は、海洋石油・ガス開発に利用する浮体式海洋石油・ガス生産設備であるFPSO、FSO及びTLPの設計・建造・据付並びに販売を主な事業としております。また、ユーザーの多様なニーズに対応するため、FPSO、FSOを受注する際に子会社又は関連会社を設立し、これらの子会社又は関連会社を通じてリース、チャーター及びオペレーションのサービスを提供しております。

11. 主な事業拠点等（2020年12月31日現在）

当社本社（東京都中央区）
海外子会社：MODEC INTERNATIONAL, INC.（米国）

12. 従業員の状況（2020年12月31日現在）

従業員数	前期末比増減
4,781名（679名）	418名増（3名減）

（注）1. 当社グループは事業の種類別セグメントを記載しておらず、事業部門等に関連付けて記載することが困難なため、連結会社の合計で表示しております。
2. 従業員数は就業人員をもって表示しており、正社員・嘱託・受入出向者等の人数であります。
3. 派遣社員等の臨時社員の人数を（　）にて外数で表示しております。臨時社員とは、一時的な雇用関係にある社員であります。
4. FPSOのオペレーションプロジェクトの増加等の理由により、従業員数が前期末と比べて418名増加しております。

13. 主要な借入先（2020年12月31日現在）

（単位：百万円）

借　入　先	借 入 金 額
株式会社三井住友銀行	7,744
株式会社中国銀行	2,070
株式会社みずほ銀行	1,087
株式会社りそな銀行	932
三井住友信託銀行株式会社	714

Ⅱ　会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

1. 発行株式の総数　56,407,031株(自己株式969株を除く。)
2. 株　主　数　9,154名
3. 大　株　主

株主名	持株数（株）	株式数比率（%）
株式会社三井E&Sホールディングス	28,261,000	50.10
三井物産株式会社	8,387,300	14.86
ジェーピーモルガンチェースバンク385632	1,995,335	3.53
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,466,400	2.59
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,125,963	1.99
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDU RE: UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	724,500	1.28
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENS—UNITED KINGDOM	471,800	0.83
クリアストリームバンキングエスエー	464,900	0.82
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	332,100	0.58
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	327,900	0.58

（注）1. 持株比率は、自己株式（969株）を控除して計算しております。
2. 当該自己株式は、「役員向け株式報酬制度」による信託口が所有する当社株式を含めておりません。持株比率は、自己株式（969株）を控除して計算しております。

4. その他株式に関する重要な事項

（役員向け株式報酬制度）

2018年第32回定時株主総会において、取締役（非業務執行取締役を除く。以下同じ。）の報酬について、株式交付信託制度の導入を決議し、2018年５月より導入しております。本制度は、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。また、2019年２月の取締役会で、本制度の対象者に執行役員を追加することを決議しております。

（1）取引の概要

当社が金銭を信託して設定した信託において取得した当社普通株式（以下、「当社株式」といいます。）を、当社取締役会が定めた株式交付規程に従って付与されるポイント数に応じ、取締役及び執行役員に交付する株式報酬制度であります。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価格により、純資産の部に自己株式として計上しております。2020年12月31日現在において、当該株式の帳簿価格及び株式数は､166百万円及び53,263株であります。

5. 新株予約権等に関する事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ　会社役員に関する事項

1.　取締役及び監査役の氏名等（2020年12月31日現在）

地位	氏名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	香西勇治	
取締役	金森健	CCO（Chief Compliance Officer）、社長補佐、法務部及びコンプライアンスグループ担当
取締役	澤田実	CPO（Chief Procurement Officer）、経営企画部、調達部、ベストプラクティス推進部、及びITグループ担当
取締役	田口昭一	株式会社三井E&Sホールディングス取締役人事部長兼環境安全室長、CCO 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長
取締役	中井一雅	三井物産株式会社執行役員プロジェクト本部長
取締役	名取勝也	ITN法律事務所代表弁護士、 オリンパス株式会社社外取締役、 グローバル・ワン不動産投資法人監督役員、 株式会社リクルートホールディングス社外監査役
取締役	相京重信	橋本総業ホールディングス株式会社社外取締役、 三洋化成工業株式会社社外取締役、 ニチコン株式会社社外取締役、 スターツコーポレーション株式会社社外監査役
取締役	野田弘子	プロビティコンサルティング株式会社代表取締役、 野田公認会計士事務所代表、 岡部株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	白石和子	SCSK株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	西海和久	株式会社ブリヂストン　エクスターナル・アドバイザー
常勤監査役	相京勝則	
監査役	世戸健司	
監査役	加藤順弘	加藤順弘国際税理士事務所所長、 十文字学園女子大学名誉教授
監査役	井上和美	

（注）1.　取締役　中井一雅、名取勝也、相京重信、野田弘子、白石和子及び西海和久の各氏は、社外取締役であります。
2.　監査役　世戸健司、加藤順弘及び井上和美の各氏は、社外監査役であります。
3.　監査役　加藤順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4.　2020年３月19日開催の第34回定時株主総会における異動は次のとおりであります。
（1）田口昭一氏及び西海和久氏が取締役に就任いたしました。
（2）取締役　宮﨑俊郎、松村竹実及び菅野　寛の各氏は、任期満了により退任いたしました。
5.　当社は、取締役　名取勝也、相京重信、野田弘子、白石和子、西海和久の各氏、及び監査役　世戸健司、加藤順弘、井上和美の各氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

（1）当事業年度に係る報酬等の額

取締役　　11名　232百万円

監査役　　4名　58百万円

内、社外役員　10名　70百万円（社外取締役　7名、社外監査役　3名）

（注）1. 2019年３月20日開催の第33回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額400百万円以内（うち社外取締役の報酬については年額65百万円以内）、2016年３月24日開催の第30回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内と決議いただいております。

2. 取締役の報酬額には、役員向け株式報酬制度の当事業年度の費用計上が含まれております。

3. 上記取締役の人数には、第34回定時株主総会終結の時をもって、退任した２名を含んでおります。

（2）報酬等の決定に関する方針

当社は、独立社外取締役が過半数を占め、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会を設置し、取締役及び監査役の報酬等について、透明性、客観性を確保し、公正かつ適正に決定しております。

（i）役員等報酬の基本方針

当社の役員等の報酬制度は、株主等のステークホルダーに提供する価値の最大化に向け、以下の基本方針に基づいて設定しております。

・中長期的な企業価値向上と当社の経営計画の実現を促すために、全社業績や個人の成果に応じた適切なインセンティブとして機能するように設計する

・それぞれの役員等が担う役割、責任、成果を反映することにより、職責に応じた職務遂行を促す

・役員報酬に係る規制やガイドライン等を遵守しながら、市場に存在する優秀な人材を引き付けることを可能とする、競争力のある水準に設定する

・適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定し、経営環境等を踏まえ適時見直す

（ii）報酬の仕組み

当社の役員等の報酬は、「基本報酬」、「賞与」、及び「株式報酬」により構成されております。

それぞれの役員等の総報酬に占める、業績と役員等個人の業務目標計画達成度を踏まえて変動する業績連動部分の比率は40%程度としております。

「基本報酬」の40%程度、及び「賞与」の全額を業績連動報酬とし、役員等各人の役位に応じて報酬額を決定しております。

業績連動指標としては、当社の成長性や収益性、効率性の向上を意識付けするよう、「受注高」、「売上高」、「営業利益」、「純利益」、「ＲＯＥ」、「営業キャッシュフロー」、「ＦＰＳＯ稼働率」を使用し、年度予算や中期経営計画に対する達成度、過去３年平均実績との対比、利益率の水準等の視点から実績を踏まえて、業績連動部分の報酬金額を決定しております。

また、株主との利益共有化の観点から、株式報酬制度を設定しております。

なお、社外取締役及び監査役の報酬については、経営に対する独立性の確保の観点から、業績等に左右されない報酬体系として、固定報酬のみを採用しております。

(iii) 役員報酬等決定のプロセス

取締役会は、指名・報酬委員会からの提言を踏まえ、役員報酬の決定に関する方針について審議、決定しております。また、各役員等の報酬額は、取締役会から授権された代表取締役社長が、決定された方針に基づいて決定しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、社外取締役、非業務執行取締役及び監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役である中井一雅氏、名取勝也氏、相京重信氏、野田弘子氏、白石和子氏、及び西海和久氏、非業務執行取締役である田口昭一氏、並びに常勤監査役である相京勝則氏、社外監査役である世戸健司氏、加藤順弘氏、及び井上和美氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。

その内容は次のとおりであります。

社外取締役、非業務執行取締役または監査役としてその任務を行ったことにより当社に損害を与えた場合において、その職務を行うに当たり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役、監査役、執行役員及び子会社役員、並びに当社及び子会社の管理職を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しております。被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者の兼任状況

取締役　中井一雅氏は、三井物産株式会社の執行役員であり、同社は当社の株式を保有しております。

取締役　野田弘子氏は、プロビティコンサルティング株式会社の代表取締役、野田公認会計士事務所の代表であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

(2) 他の法人等の社外役員の兼任状況

取締役　名取勝也氏は、オリンパス株式会社の社外取締役、株式会社リクルートホールディングスの社外監査役及びグローバル・ワン不動産投資法人の監督役員であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役　相京重信氏は、橋本総業ホールディングス株式会社の社外取締役、三洋化成工業株式会社の社外取締役、ニチコン株式会社の社外取締役、スターツコーポレーション株式会社の社外監査役であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役　野田弘子氏は、岡部株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役　白石和子氏は、SCSK株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

取締役　西海和久氏は、株式会社ブリヂストンエクスターナル・アドバイザーであります。なお、兼任先と当社との間には特別な関係はありません。

(3) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況と発言状況

氏　　名	指名・報酬委員会への出席状況	主　な活　動　状　況
取締役　中井　一雅	―	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
取締役　名取　勝也 （指名・報酬委員会　委員長）	７回中７回	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、経営者及び法律の専門家としての知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役　相京　重信 （指名・報酬委員会　委員）	７回中７回	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役　野田　弘子 （指名・報酬委員会　委員）	７回中６回	当期開催の取締役会19回のうち18回に出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役　白石　和子 （指名・報酬委員会　委員）	７回中７回	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
取締役　西海　和久 （指名・報酬委員会　委員）	４回中４回	当期開催の取締役会15回の全てに出席し、知識・経験に基づき適宜発言又は適切な意見の表明を行っております。
監査役　世戸　健司	―	当期開催の取締役会19回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役　加藤　順弘	―	当期開催の取締役会19回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。
監査役　井上　和美	―	当期開催の取締役会19回の全て及び監査役会14回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明を行っております。

（注）指名・報酬委員会は、独立社外取締役である上記５氏に、代表取締役社長　香西勇治を加えた６名により構成されています。

Ⅳ　会計監査人の状況

1.　会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2.　当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

（1）公認会計士法第２条第１項の業務にかかる報酬等の額　95百万円

（2）当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の利益の合計額　98百万円

（注）1.　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

2　監査役会は、会計監査人の監査計画内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項・第２項の同意を行っております。

3.　当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

（3）当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である国際財務報告基準（IFRS）移行等に係る助言業務を委託し対価を支払っております。

3.　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

Ⅴ　会社の体制及び方針

1.　業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制等の整備について、当社取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

（1）当社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①当社グループ並びにその取締役、執行役員、従業員その他当社グループの業務に従事するすべての者に共通の行動規範として「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」を制定する。

②その徹底をはかるため、取締役会直属の組織として、弁護士をメンバーに含むグループ・コンプライアンス委員会を設置する。グループ・コンプライアンス委員会は、定期的に委員会を開催して、当社グループにおける法令・定款等の遵守状況をモニタリングするとともに、当社グループの全ての役職員を対象とする研修会の開催等、当社グループ内におけるコンプライアンス意識の啓発活動及びコンプライアンスに関わる事項の徹底にあたる。

③法令違反その他のコンプライアンス違反行為の早期発見と是正を目的として内部通報規程（Compliance &

Ethics Reporting Policy）を定め、当社グループ共通の内部通報システムとして、第三者機関を窓口とする“MODEC Ethics Hotline”を設け、その適切な運用を行うとともに、研修等を通じてその利用を促進する。

④財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努める。

⑤内部監査部門は定期的に当社グループの法令・定款等の遵守状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(2) 当社の取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

①当社の取締役の職務執行に関する情報は、「文書管理規程」「企業機密事項管理規程」等の規程に従って保存し、管理する。監査役は、必要に応じてこれらの文書を閲覧できる。

②文書の主管部署は、「業務分掌規程」の定める業務分掌によるものとし、保存の方法及び期間は「文書管理規程」の定めるところに従う。

(3) 当社グループの損失の危険に関する規程その他の体制

①当社グループの業務執行に関わるリスクについては、リスクの内容並びに管理手続を定めた「リスクマネジメント規程」、「エンタープライズリスクマネジメント規程」及び業務関係諸規程に基づいて管理を行う。なお各業務執行の責任者については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」に定める。

②当社グループの横断的なリスクの把握と管理については、業務を統括する主要な執行役員によって構成する経営会議において、重要な事項の審議、及び業務執行状況並びにその結果の報告を行うことにより、徹底をはかる。

③内部監査部門は、定期的に当社グループにおけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善策等の提言を行う。

(4) 当社の取締役の職務の執行並びに当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、業務の執行が迅速かつ適切に行われる体制を確保するために執行役員制を採用し、業務の執行に関わる権限を取締役会により選任された執行役員に委譲し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化をはかり、その業務執行責任を明確にする。また、当社グループの業務執行については、「業務分掌規程」「職務権限規程」及び「関係会社管理規程」によって各業務の担当部署並びに決裁権限者を明確にし、組織的かつ能率的な運営をはかる。

②当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、毎月１回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して決議する。また、重要事項については取締役社長が指名し、取締役会が承認した執行役員を構成員とする経営会議を原則毎月２回開催して審議及び決定する。

(5) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

①当社の子会社が重要な事項を決定する際には、「関係会社管理規程」に従って、当社の関係部門と事前協議を行う。

②当社の主管部門又は所管部門は、必要に応じて子会社に書類の提出を求め、子会社の経営内容の把握並びに検討を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における、当該使用人に関する事項

①当社の監査役からの要請がある場合には、必要な員数及び求められる資質について、監査役と協議のうえ、その職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という）を配置する。

②内部監査部門は監査役との協議により、監査役の要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告できるものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役より監査業務に必要な指示を受けた補助使用人は、その指示に関して取締役の指揮・命令を受けないこととする。
(8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人に関する人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては、監査役の意見を反映して決定する。
(9) 当社の取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当社の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制
①当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実について報告を行う。
②監査役は、必要に応じて当社の取締役、執行役員及び使用人並びに当社の子会社の取締役等及び使用人に対して報告を求めることができる。
(10) 当社の監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「Code of Business Conduct and Ethics（企業倫理・行動規範）」により、監査役及び“MODEC Ethics Hotline” を通じて報告を行った者に対する報復措置を禁止する。
(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
年度予算において、監査役の職務の執行に要する費用を確保する。
(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社の監査役に対して、当社の取締役、執行役員及び使用人からの報告を聴取する機会を与えるとともに、定期的に取締役社長、監査法人との会合を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当期における運用状況の概要は、以下のとおりであります。
(1) コンプライアンス
①チーフ・コンプライアンス・オフィサーが議長となり、当社取締役１名及び主要拠点の長で構成されるグループ・コンプライアンス委員会において、「企業倫理・行動規範」を含む法令・定款等の遵守状況の監督を行いました。
②「企業倫理・行動規範」を改訂いたしました。改訂版には、コンプライアンスが身近な問題であるとの意識を高めるために多くの事例を挿入し、また、当社のコアバリューを軸とした構成にいたしました。
③外部通報窓口については、コンプライアンス研修を含めた様々な研修・会議を通じて当社グループ全役職員への周知を図り、通報があった事案に対しては的確に対応を行っております。また、対応マニュアルを作成し、事案対応の一貫性、公正性そして迅速性の一層の向上を図っております。
④コンプライアンス研修として、当社グループ役職員に対し、「汚職防止」「企業倫理・行動規範」に関するe-ラーニング研修を実施したほか、世界各地域の特性を考慮した地域別の研修を実施しました。また、コロナ禍の新たな取り組みとして各拠点へ巡回するタウンホール・ミーティングに替えて、チーフ・コンプライアンス・オフィサーによる拠点別の動画メッセージを配信しました。
⑤コンプライアンス体制強化を目的とした主要拠点でのコンプライアンス担当者による集合研修は、移動制限のためオンラインで2020年11月９日から同年11月11日までの３日間集中的に実施しました。

⑥2020年10月５日から同年10月９日にかけて５年目となる「グローバル・コンプライアンス・ウィーク」を主要各国で同時開催し、当社代表取締役、主要拠点の経営陣及びチーフ・コンプライアンス・オフィサーからのメッセージを全役職員に向けて発信するとともに、様々な啓発活動を通じてコンプライアンス意識の強化をはかりました。

⑦財務報告に係る内部統制評価の実施計画に基づき、当社及び重要な子会社に対して内部統制評価を実施し、有効と判断しております。評価結果を踏まえた上で、内部統制の更なる改善、信頼性向上に努めております。

(2) 業務及び職務執行の適正及び効率性の確保

①当社は業務の執行に関わる権限を執行役員に委譲しております。重要案件は関連規程に基づいて取締役会への上程前に経営会議に付議し、十分な議論を行うことで、取締役の業務執行の効率化をはかっております。

②当期において、当社は取締役会を12回、臨時取締役会を７回、経営会議を27回それぞれ開催し、重要事項について十分な議論を行いました。これらの会議の開催に当たっては開催前の検討時間確保のため、議案と関連資料の事前配布を徹底しております。なお、取締役会は社外取締役６名を含む取締役10名で構成され、監査役も出席しております。また、経営会議には常勤監査役が出席しております。

③取締役会、経営会議、業務及び職務執行に係る重要な会議などにおいて、各子会社の業務を担当する責任者が当社の取締役、執行役員に対し事業の概況報告を行っております。また、子会社における業務執行上の重要事項の決定に当たっては、関連規程に基づき子会社と当社関係部門による十分な事前協議を経た上で対応しております。

④当期に開催された取締役会、臨時取締役会、及び経営会議の議事録並びに関連文書は、関連規程に基づき、セキュリティが確保された場所で永久保存文書として管理されております。

(3) リスク管理

リスクの内容と重要性に基づいて業務関係諸規程を整備し、リスクを伴う重要な業務の執行に当たってはこれらに従って取締役社長もしくは担当執行役員への稟議、取締役会及び経営会議への付議を適切に行っております。業務の状況については、取締役会及び経営会議において、担当執行役員が事業の概況を報告し、その中で各業務執行に関わるリスクの状況の確認とリスク管理の徹底をはかっております。これに加え、当社グループの企業価値向上と持続的成長を支えるべく、経営に関わるリスクの特定・評価・対策実行・監督を行う「エンタープライズ・リスクマネジメントシステム」を、執行役員を中心に運営しております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応等さらに迅速なリスクへの対応が求められており、制度の見直しを進めております。

(4) 監査役監査の実効性の確保

①当社グループの取締役、執行役員等は当社の取締役会、経営会議等を通じ、監査役会へ業務上重要な事項についての報告、情報共有を行っております。

②常勤監査役は取締役会のほか、経営会議などの業務執行に関する重要な会議にも出席し、取締役、執行役員と常時意見交換できる体制となっております。監査役会は常勤監査役を通じこれらの会議において業務運営や課題、及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事実などについて報告を受けております。

③監査役会は半期ごとに監査役会監査報告を作成、取締役社長へ送付し、これに基づいて監査指摘事項に対する取締役社長及び経営陣の見解を聴取するとともに、書面で指摘事項への回答を受領しております。なお、監査役会は常勤監査役１名、社外監査役３名で構成されております。
④監査役会は、会社計算規則に基づく監査法人からの通知事項、意見交換や監査実施状況、及び四半期決算毎の監査報告などを通じて、監査法人の職務実施状況の把握・評価を行っております。また、監査役会は常勤監査役を通じた業務執行に関する重要な会議での情報の共有、取締役社長との面談、関連書類の閲覧を行うことなどにより、監査の実効性向上をはかっております。
⑤必要に応じて、総務部員及び内部監査部員が監査役の指示に基づいて職務を補助しております。なお、補助使用人は監査役の職務補助に当たり、取締役の指揮・命令は受けておりません。
⑥監査役の職務に要する費用は、年度予算に基づき監査役の請求に従い速やかに処理されております。

（５）内部監査

内部監査部門は、年度計画を策定し取締役社長承認を経て、同計画に基づく当社グループの重要な部門及び海外拠点の法令等遵守状況、並びに内部統制の状況についてリスクベースの監査を行い、その結果を取締役社長に報告するとともに、必要に応じて改善提言を行っております。

Ⅵ　株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（注）　本事業報告中に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2020年12月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）	357,532	（負債の部）	262,517
流動資産	227,946	流動負債	237,796
現金及び預金	66,117	買掛金	151,331
売掛金	124,741	短期借入金	3,001
たな卸資産	19,066	1年内返済予定の長期借入金	5,748
その他流動資産	19,082	リース債務	1,393
貸倒引当金	△1,061	未払費用	15,653
固定資産	129,585	未払法人税等	5,189
有形固定資産	4,728	前受金	32,455
建物及び構築物	62	賞与引当金	158
機械装置及び運搬具	35	工事損失引当金	5,579
その他有形固定資産	4,374	保証工事引当金	7,256
建設仮勘定	255	修繕引当金	3,731
無形固定資産	10,275	その他流動負債	6,296
のれん	653	固定負債	24,720
その他無形固定資産	9,622	長期借入金	4,746
投資その他の資産	114,581	リース債務	1,620
投資有価証券	67,543	退職給付に係る負債	885
関係会社長期貸付金	38,004	繰延税金負債	62
繰延税金資産	4,832	持分法適用に伴う負債	10,807
その他投資	4,200	その他の引当金	271
		その他固定負債	6,326
		（純資産の部）	95,015
		株主資本	115,519
		資本金	30,122
		資本剰余金	29,301
		利益剰余金	56,265
		自己株式	△169
		その他の包括利益累計額	△24,097
		繰延ヘッジ損益	△15,274
		為替換算調整勘定	△7,610
		在外子会社退職給付債務等調整額	△1,211
		非支配株主持分	3,592
資産合計	357,532	負債及び純資産合計	357,532

連結損益計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

MODEC

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		309,925
売上原価		319,524
売上総損失		△9,598
販売費及び一般管理費		12,015
営業損失		△21,614
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,263	
持分法による投資利益	4,467	
為替差益	22	
その他	912	9,666
営業外費用		
支払利息	654	
デリバティブ評価損	84	
その他	168	906
経常損失		△12,854
特別利益		
修繕引当金戻入額	1,552	1,552
特別損失		
退職給付費用	447	447
税金等調整前当期純損失		△11,749
法人税、住民税及び事業税		2,645
法人税等調整額		△1,497
当期純損失		△12,897
非支配株主に帰属する当期純利益		178
親会社株主に帰属する当期純損失		△13,076

貸借対照表（2020年12月31日現在）

科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
（資産の部）	272,458	（負債の部）	184,593
流動資産	156,607	流動負債	179,039
現金及び預金	33,926	買掛金	93,261
売掛金	90,666	短期借入金	3,001
仕掛工事	26,841	1年内返済予定の長期借入金	5,275
前渡金	308	リース債務	22
前払費用	1,949	未払金	2,186
短期貸付金	1,284	未払費用	114
未収収益	771	未払法人税等	294
その他流動資産	2,793	前受金	21,982
貸倒引当金	△1,934	預り金	964
固定資産	115,851	CMS預り金	51,809
有形固定資産	132	賞与引当金	15
建物（純額）	62	その他流動負債	110
工具器具備品（純額）	10	固定負債	5,554
リース資産（純額）	59	長期借入金	4,527
無形固定資産	1,973	リース債務	43
ソフトウェア	17	退職給付引当金	885
その他無形固定資産	1,955	その他の引当金	73
投資その他の資産	113,745	繰延税金負債	6
投資有価証券	0	その他固定負債	17
関係会社株式	105,042	（純資産の部）	87,865
関係会社長期貸付金	7,321	株主資本	87,939
その他投資	1,382	資本金	30,122
		資本剰余金	30,852
		資本準備金	30,852
		利益剰余金	27,133
		利益準備金	68
		その他利益剰余金	27,065
		繰越利益剰余金	27,065
		自己株式	△169
		評価・換算差額等	△74
		繰延ヘッジ損益	△74
資産合計	272,458	負債及び純資産合計	272,458

損益計算書（2020年1月1日から2020年12月31日まで）

MODEC

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		231,587
売上原価		225,020
売上総利益		6,566
販売費及び一般管理費		7,182
営業損失		△616
営業外収益		
受取保証料	277	
受取利息及び受取配当金	1,307	
その他	108	1,693
営業外費用		
支払利息	583	
為替差損	17	
支払手数料	84	
その他	13	699
経常利益		377
特別損失		
貸倒引当金繰入額	1,290	
退職給付費用	447	1,737
税引前当期純損失		△1,360
法人税、住民税及び事業税		159
法人税等調整額		434
当期純損失		△1,954

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月17日

三井海洋開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　真　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武　田　芳　明　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井海洋開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年２月17日

三井海洋開発株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　真　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　武　田　芳　明　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、三井海洋開発株式会社の2020年１月１日から2020年12月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針に従い、取締役その他の使用人、内部監査部、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①　事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月17日

三井海洋開発株式会社　監査役会

常勤監査役　相　京　勝　則　㊞

社外監査役　世　戸　健　司　㊞

社外監査役　加　藤　順　弘　㊞

社外監査役　井　上　和　美　㊞

以　上

株主メモ

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月に開催
期末配当基準日	毎年12月31日
中間配当基準日 （中間配当を実施する場合）	毎年6月30日
公告方法	電子公告 （https://www.modec.com/jp/ir/index.html） 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。
単元株式数	100株
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
（お問い合せ先 郵便物郵送先）	東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社　証券代行部 （証券代行事務センター） TEL：0120-782-031（フリーダイヤル）
（インターネット ホームページURL）	https://www.smtb.jp/personal/agency/index.html

三井海洋開発株式会社

〒103-0027
東京都中央区日本橋二丁目3番10号
日本橋丸善東急ビル
TEL： 03-5290-1200（代表）
FAX： 03-5290-1505
https://www.modec.com/jp/

株主総会にご出席の株主様への記念品の配布はございませんので、あらかじめご了承ください。

株主総会会場ご案内図

会　場

東京都中央区日本橋一丁目3番13号　東京建物日本橋ビル
コングレスクエア日本橋　2階　コンベンションホールAB
TEL：03-3275-2090

交通のご案内

1. 東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線「日本橋」駅 B9出口直結
2. 東京メトロ半蔵門線「三越前」駅 B5出口より徒歩3分
3. JR線「東京」駅 日本橋口より徒歩5分
4. JR線「東京」駅 八重洲中央口より徒歩10分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022915 www.fsc.org
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。